

○国土交通省令第十一号

測量法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）及び測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の規定に基づき、測量法施行規則及び地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

測量法施行規則及び地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令の一部を改正する省令

（測量法施行規則の一部改正）

第一条 測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の三条を加える。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第一条の三 測量法施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める様式は、別表第一の三のとおりとする。

（永久標識又は一時標識を設置したときの通知事項及び公表事項）

第一条の四 法第二十一条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通

省令で定める事項は、永久標識又は一時標識を設置した年月日とする。

（永久標識又は一時標識を移転したとき等の通知事項及び公表事項）

第一条の五 法第二十三条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通

省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の

所在地とする。

第二条を次のように改める。

（測量標又は測量成果の使用承認申請書の様式）

第二条 法第二十六条及び法第三十条の規定により承認を得ようとする者は、別表第二の様式による申請

書を国土地理院の長に提出しなければならない。

第二条の次に次の二条を加える。

(法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法)

第二条の二 法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、国土地理院の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法とする。

(基本測量の測量成果等の閲覧)

第二条の三 国土地理院の長は、法第二十七条第三項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む

。 ) の規定により測量成果及び測量記録を一般の閲覧に供するため、測量成果及び測量記録閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公告しなければならない。

3 前二項の規定は、法第四十二条第一項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧に準用する。

第三条の見出しを「(基本測量の測量成果等の謄抄本交付の手續)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十八条第一項」の下に「(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「測量成果又は」を「測量成果及び」に、「求め」を「受け」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「写」を「写し」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条を次のように改める。

(法第二十九条の国土交通省令で定める電磁的方法等)

第四条 法第二十九条、法第三十条第四項、法第四十三条及び法第四十四条第四項の国土交通省令で定め

る電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- 三 前二号に掲げるもののほか、国土地理院の長が定める方法

第四条の次に次の二条を加える。

(測量成果の複製承認申請書の様式)

第四条の二 法第二十九条の規定により承認を得ようとする者は、別表第四の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

(作業規程に定める事項)

第四条の三 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 測量計画機関の名称
- 二 作業規程の名称
- 三 目的及び適用範囲
- 四 測定の基準
- 五 作業計画の作成の方法
- 六 精度管理の方法
- 七 図化の方法（図化を実施する場合に限る。）
- 八 地図編集の方法（地図編集を実施する場合に限る。）
- 九 測量成果の種類

第五条の次に次の一条を加える。

(永久標識を設置したとき等の通知事項)

第五条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、永久標識を設置した年月日とする。

2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

第六条を次のように改める。

（基本測量及び公共測量以外の測量に関する届出書の様式）

第六条 法第四十六条第一項の規定により届出をしようとする者は、別表第六の様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第七条中「測量法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

第九条の十の次に次の一条を加える。

（登録養成施設の立入りの身分証明書の様式）

第九条の十一 法第五十一条の十八第二項の規定による証明書の様式は、別表第九の六のとおりとする。

第十六条の六の前の見出しを「（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）」に改め、同条第一項中「方法は」を「電磁的方法は」に、「方法と」を「ものと」に改め、同項第一号口中「（同条第三項前段に規定

する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法」を削る。

第十六条の七中「方法」を「電磁的方法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第二十八条の二第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 前条第一項第一号イに掲げる方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

第十六条の八の前の見出しを「（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）」に改め、同条第一項中「方法は」を「電磁的方法は」に、「方法と」を「ものと」に改め、同項第一号イ中「この条」の下に「及



び次条」を加え、同号口中「(同条第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)」を削る。

第十六条の九中「方法」を「電磁的方法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第二十八条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 前条第一項第一号イに掲げる方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

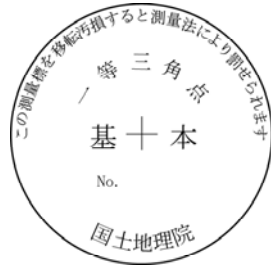
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

別表第一の一の1のイ中「とからなり」を「からなり」に改める。

別表第一の一の1の口中「とからなり」を「からなり」に、「二等の代わりにそれぞれ三等、四等」を「二等」の代わりにそれぞれ「三等」、「四等」に改める。

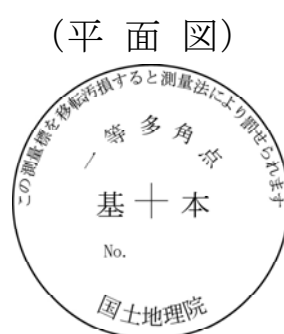
別表第一の一の1の八中「三角点金属標」の下に「又は地殻変動観測点金属標」を加え、「一等の代わりにそれぞれ二等、三等、四等」を「一等」の代わりにそれぞれ「二等」、「三等」、「四等」に改め、「用い」の下に「地殻変動観測点金属標の場合は、「地殻変動観測点」の文字を用い」を加え、「四等三角点金属標の場合に」を「四等三角点金属標又は地殻変動観測点金属標の場合に」に改め、平面図を次のように改める。

(平面図)



別表第一の一の1の二中「とからなり」を「からなり」に、「一等の代わりに二等」を「一等」の代わりに「二等」に改める。

別表第一の一の一の1のホ中「二等の代わりに二等」を「一等」の代わりに「二等」に改め、平面図を次のように改める。



別表第一の一の一の1中へを削り、トをへとする。

別表第一の一の一の1のチ中「からなり」を「からなり、」に改め、同表の一の一のチを同表の一の一のトとする。

別表第一の一の一の1の1の中平面図を次のように改める。

(平面図)



別表第一の一の1中りをチとし、又をリとする。

別表第一の一の2中「図根点標石若しくはこれに代わる標識」を「図根点標石」に改める。

別表第一の一の2のイ中「図根点の代わりに方位標」を「図根点」の代わりに「方位標」に改める

。

別表第一の一の2中ロを削り、ハをロとする。

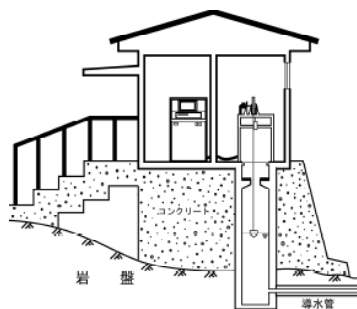
別表第一の一の3のハ中「二等の代わりに三等」を「二等」の代わりに「三等」に改める。

別表第一の一の3のニ中「とからなり」を「からなり」に改める。

別表第一の一の3のホ中「水準点金属標」の下に「又は電子基準点付属標」を加え、「一等の代わり

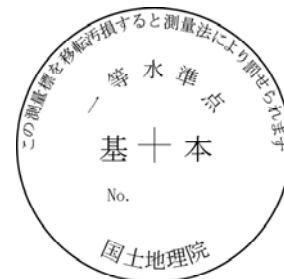
に二等、三等」を「一等」の代わりに「二等」、「三等」に改め、平面図を次のように改める。

別表第一の一の3のト中「基準の代わりに、それぞれ一等、二等」を「「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」に改め、平面図を次のように改める。



別表第一の一の3のへ中図を次のように改める。

(平面図)

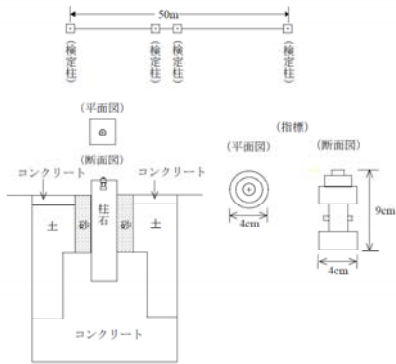


(平面図)



別表第一の一の4中「基準の代わりに、それぞれ一等、二等」を「「基準」の代わりにそれぞれ「二等」、「二等」に改める。

別表第一の一の5中「とからなる」を「からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を取り付ける」に改め、図を次のように改める。



別表第一の一の6中「と」からなり、点針は、「」を「からなり、点針は」に改める。

別表第一の一の7の口中平面図を次のように改める。

(平面図)



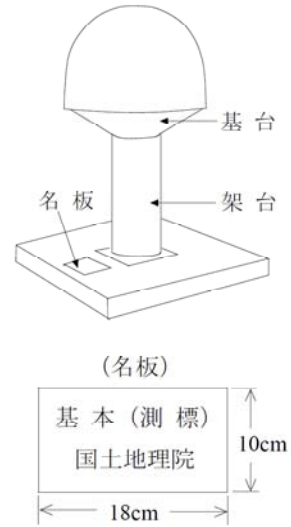
別表第一の一の8の口中平面図を次のように改める。

(平面図)



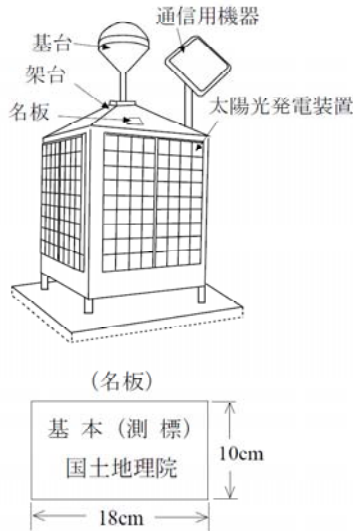
別表第一の二の1のイ中その一及びその二を削り、その三をその一とし、その四をその二とし、その二の次に次のように加える。

その三



この測標は、通常金属製の架台と測量機器を設置する基台からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。

その四



この測標は、通常金属製の架台、測量機器を設置する基台、太陽光発電装置及び通信用機器からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。

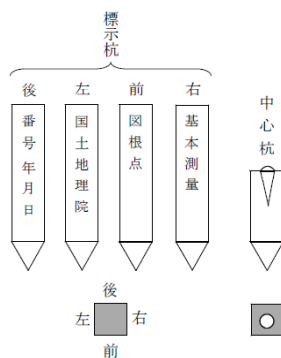
別表第一の二の1のロを削り、同表の二の1のハを同表の二の1のロとする。

別表第一の二の2を次のように改める。

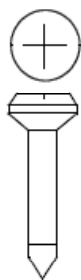


## 2 標杭

### イ 標杭



### ロ 標鉈

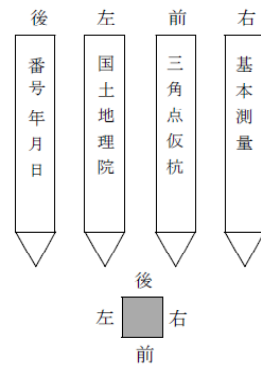


この標杭は、中心杭と標示杭からなり、中心杭の頂の中心に鉄くぎ又は円頭鉈<sup>びよう</sup>を打ち入れる。

この図は、図根点標杭の例である。

この標鉈<sup>びよう</sup>は、コンクリート等で舗装した場所等に設置し、標鉈<sup>びよう</sup>又は付属物に基本測量の標識であること及び国土地理院の表示をする。

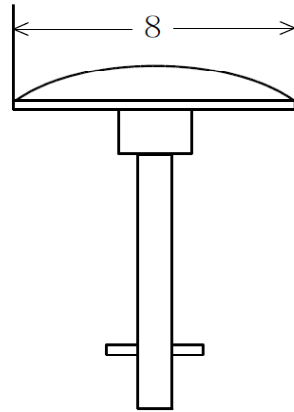
別表第一の三の2中「くい」を「杭」に改め、図を次のように改める。



別表第一の備考一中「き損」を「汚損」に改め、同表の備考二中「基本又は公共」を「基本」又は「公共」に改め、「西面には」の下に「国土地理院」若しくは「国地院」の文字又は「を」を加え、「名称又は」を「名称若しくは」に改め、同表の備考五中「とする」を「とし、金属製の棒又はコンクリート等で固定する」に改める。

別表第一の備考八の表多角補点標の項を削り、同表基準・一等水準点標石の項中「基準・一等水準点標石」を「一等水準点標石」に改め、同表一等水準交差点標石の項中「一等水準交差点標石」を「基準水準点標石・一等水準交差点標石」に、「26」を「28」に改める。

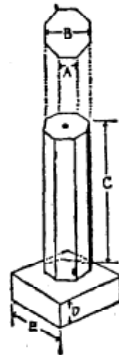
別表第一の備考八三中「陶器標」を「方位標陶器標」に改め、同備考3を同備考4とする。  
別表第一の備考八二中図を次のように改める。



別表第一の備考八2を同備考3とし、同備考1標石（その四）を削り、同備考1の次に次のように加える。

2 標識

天測点標識又は菱形基線測点標識



		種類		区分	
菱形基線測点標識	天測点標識				
25	27	A	コンクリート柱	コンクリート	ト盤
60	65	B			
130	200	C			
30	50	D			
90	140	E			

(単位は、センチメートル)

別表第一中備考八を備考九とし、備考七の次に次のように加える。

八 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。



別表第一の二の次に次の表を加える。

別表第一の三(第一条の三関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

裁 決 申 請 書	
裁決申請者 住所 氏名	
測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記により裁決を申請します。	
記	
1	伐除に係る植物、垣若しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地
2	当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
3	損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
4	通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
5	通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
6	前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項
年 月 日	
裁決申請者 住所 氏名	
印	
収用委員会 御中	

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 裁決申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別表第六中「第45条」を「第46条第1項」に、「国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う工  
名又は事業名」を「行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業  
の名称」に改め、同表の記載要領④を次のように改める。

- ④ 行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業の名称欄は、  
許可・認可等を受けて、又は負担・補助等を受けて行う事業のためではない測量については、なしと  
記入すること。

別表第九の五中「A二版」を「A2」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第九の六（第九条の十一関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。）

（第一面）

第 号	
写	身分証明書
	所属部課名
	職名及び氏名
真	生年月日
上記の者は、測量法第51条の18第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。	
	交付年月日
	有効期間
	国土交通大臣
	印

（第二面）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋
第51条の18 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。



(第 一 面)

第	号	
	写	身分証明書
		所属局部課名
		職名及び氏名
	真	生 年 月 日
<p>上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。</p>		
交付年月日		
有効期間		
国土交通大臣		
地方整備局長		
北海道開発局長		
印		

別表第十六の第一面を次のように改める。

(地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令の一部改正)

第二条 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令(平成十九年国土交通省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「及び同法第四十七条の規定により公共測量として指定された測量」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、測量法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置したものとはみなす。

第三条 第一条の規定による改正前の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六による証明書及び届出書は、同条の規定による改正後の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六にかかわらず、平成二十年六月三

十日までの間は、なおこれを使用することができる。